

大阪府立泉北考古資料館条例を廃止する条例（案）要綱

1. 施設の概要

根拠条例名：大阪府立泉北考古資料館条例

条例に規定された設置目的：考古資料を収集し、保管し、展示して府民の利用に供し、もって府民の文化的向上に資する。

開設年月日：昭和 45 年 11 月 1 日

所在地等：大阪府堺市南区若松台二丁

敷地面積（敷地所有者） 1734.13 m²（堺市）

建物規模（施設構造） 展示館：地上 1 階・地下 1 階（鉄筋コンクリート造）

収蔵庫：地上 2 階・地下 1 階（鉄筋コンクリート造）

延床面積（建物所有者） 1,849.30 m²（大阪府）

建設費：9 6 百万円（企業局が建設、昭和 4 7 年 1 0 月 3 1 日移管）

管理運営形態：府直営

2. 条例制定の目的

財政再建プログラム（案）において、「府の施設としては廃止すること」、「堺市との協議の上、平成 21 年度中に堺市に移管すること」との方向性が示されたことから、その実現に向けた条例の制定を行う。

3. 財政再建プログラム（案）公表後の経緯

平成 20 年 7 月 堺市に対し移管の申し入れ（協議開始）

9 月 次の条件の下で、移管について合意を得る

条件：屋上防水を主とする施設の改修

重要文化財指定されている遺物（2,585 点）及び調査報告書とそれに伴う遺物等の移管

11 月 改修費及びその他移管に伴う経費について平成 21 年度予算要求 政策的経費（34,227 千円）

1 月 財政課査定（24,029 千円）

大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例の概要

生活文化部私学課
健康福祉部児童家庭室子育て支援課
教育委員会事務局市町村教育室小中学校課

改正の理由	規定整備の要点
<p>1 幼稚園教育要領が改正され、平成21年4月1日から適用されることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 保育所保育指針が改正され、従来は、厚生省児童家庭局長（当時）による通知として定められていたところ、児童福祉施設最低基準（昭和28年厚生省令第63号）第35条（児童福祉施設施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第155号）による改正後のものをいう）に基づき厚生労働大臣が定める告示とされ、平成21年4月1日から適用されることに伴い、所要の改正を行う。</p>	<p>1 幼稚園教育要領が改正されることに伴い、第2条第2項第2号中「幼稚園教育要領（平成10年文部省告示第174号）」を「幼稚園教育要領（平成20年文部科学省第26号）」に改める。</p> <p>2 保育所保育指針が改正され、従来、厚生省児童家庭局長（当時）による通知から、厚生労働大臣が定める告示とされたことに伴い、第15条中「厚生労働省において策定された保育に関する指針で知事が指定するもの」を「保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）」に改める。</p>
	施行予定期日
	平成21年4月1日
	適用区分

大阪府条例第 大阪府条例第 号
認定の基準に関する条

例の一部を改正する条例

八年大阪府認定こども園の認定の基準に関する条

八年大阪府条例第八十八号の一部分を次のように改正する。

四号を「平成二十年文部科学省告示第二十六号」に改め

る。

第十五条中「厚生労働省において策定された保育に関する

指針で知事が指定するもの」を「保育所保育指針（平成

二十年厚生労働省告示第四百十一号）」に改める。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

大阪府認定子ども園の認定の基準に関する条例 新旧対照表

改正案

現行

<p>第一条(略)</p>	<p>第一条(略)</p>
<p>第二条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。 2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第二条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。 2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>一(略) 二 幼稚園型認定子ども園 次のいずれかに該当する施設であつて法第三条第一項又は第二項の認定を受けたものをいう。 イ 幼稚園教育要領(平成二十年文部科学省告示第二十六号)に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園 ロ(略) 三(略) 四(略)</p>	<p>一(略) 二 幼稚園型認定子ども園 次のいずれかに該当する施設であつて法第三条第一項又は第二項の認定を受けたものをいう。 イ 幼稚園教育要領(平成十年文部省告示第七十四号)に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園 ロ(略) 三(略) 四(略)</p>
<p>第三条(略)第十四条(略)</p>	<p>第三条(略)第十四条(略)</p>
<p>第十五条 認定子ども園は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成二十年厚生労働省告示第四百一十一号)に基づき、並びに子どもの一日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定子ども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。</p>	<p>第十五条 認定子ども園は、幼稚園教育要領及び厚生労働省において策定された保育に関する指針で知事が指定するものに基づき、並びに子どもの一日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定子ども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。</p>
<p>第十六条(略)第二十三条(略)</p>	<p>第十六条(略)第二十三条(略)</p>

職員の給与に関する条例等の改正の概要

総務部人事室企画厚生課

改正の理由	施行予定期日	
<p>病気休暇・休職制度について、府民のより一層の理解を得られる制度とするため、公務能率の維持向上と服務規律の確保の観点から、病気休暇に係る給料の取扱いについて病気休暇の期間を通算することとし、及び病気休職者の給与の支給期間・水準について、国に準じた改正を行う。</p> <p>(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例において規定していた病気休暇に係る給料の半減の取扱いに関する規定については、給料に関する内容であることから、職員の給与に関する条例において規定することとする。)</p>	平成21年4月1日	
改正の要点	適用区分	
<p>1 職員の給与に関する条例の一部改正【第1条】</p> <p>(1) 病気休暇に係る給料について、病気休暇又は就業禁止の措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患による就業禁止の措置の場合は1年)(連続しない病気休暇についても、一定期間内は期間を通算する。)を超えて勤務しないときに、その期間経過後の給料の半額を減額する規定を追加する。</p> <p>(2) 結核性疾患休職に係る給与の支給について、休職期間が満3年に達するまでの間80/100を支給していたものを、80/100を支給するのは2年に達するまでの間とする。(第29条第2項関係)</p> <p>(3) 精神疾患休職に係る給与の支給について、休職期間が満2年に達するまでの間100/100を支給する規定を削除する。(一般疾病休職と同様、1年に達するまでの間80/100を支給することとする。)(第29条第3項関係)</p> <p>2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正【第2条】</p> <p>病気休暇に係る給料の半減の取扱いに関する規定を削除する。(第14条第3項関係)</p> <p>3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第3条】</p> <p>病気休暇に係る給料の半減の規定について、病気休暇の期間を通算するとともに、就業禁止の措置に係る給料の半減の規定を追加する。(第16条第4項関係)</p>	<p>1 この条例の施行の際現に負傷若しくは疾病に係る療養のための病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置により勤務しない職員の改正後の職員の給与に関する条例第28条の2第1項の規定の適用に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>2 この条例の施行の際現に休職にされている職員に対する改正後の職員の給与に関する条例第29条第2項及び第3項の規定の適用に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	
	条例措置を必要とする理由	<p>地方公務員法第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条の規定により、職員及び府費負担教職員の給与その他の勤務条件は条例で定めることとされているため。</p>
	政策アセスメント	<p>病気休暇・休職制度の見直しについて、各任命権者及び人事委員会と調整済み</p>
	制度間調整の内容	人事委員会規則の改正
	その他審査の参考となる資料	

7 等に外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇
部を次のように改正する。
第五條中「第七項」を「第六項」に改める。
8 正（公益的法人等への職員の派遣等に関する條例の一部改
る。公益的法人等への職員の派遣等に関する條例（平成十
三年大阪府條例第七十一号）の一部を次のように改正す
る。第五條及び第十五條中「第七項」を「第六項」に改め
る。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）要綱（教育委員会関連部分）

1 職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 病気休暇等による給料の半減の規定の追加

- ・ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例において規定されている、病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときに給料の半額を減ずる規定について、本条例において規定することとする。（改正前は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例において規定。）
- ・ より一層の公務能率の維持向上と服務規律の確保の観点から、給料半減に係る病気休暇等の期間について、連続しない病気休暇等についても一定期間内のものを通算することとし、その必要な事項について、人事委員会規則に委任する。

(2) 精神疾患休職に係る給与の支給期間・水準の改正

- ・ 精神疾患休職に係る給与の支給の支給期間・水準について、国に準じて休職期間が満2年に達するまでは100/100を支給する規定を削除する。
⇒ 一般疾病休職と同様、1年に達するまでの間80/100を支給することとなる。

○現行

精神疾患休職

100/100 (1年目)	100/100 (2年目)	無給 (3年目)
------------------	------------------	-------------

一般疾病休職

80/100 (1年目)	無給 (2年目)	無給 (3年目)
-----------------	-------------	-------------

○改正後

一般疾病休職（精神疾患休職の区分を廃止し、一般疾病休職の区分に統合する。）

80/100 (1年目)	無給 (2年目)	無給 (3年目)
-----------------	-------------	-------------

- ・ より一層の公務能率の維持向上と服務規律の確保の観点から、給与を支給する休職の期間について、連続しない病気休職についても一定期間内のものを通算することとし、その必要な事項について、人事委員会規則に委任する。

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて勤務しない時の給料の半額を減ずる規定を削除する。

※ 本規定は、職員の給与に関する条例第28条の2（上記1（1））において規定することとする。

3 施行期日（附則関係）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

4 経過措置（附則関係）

(1) 病気休暇等の期間の経過措置

この条例の施行の際現に負傷若しくは疾病に係る療養のための病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置により勤務しない職員の改正後の職員の給与に関する条例第28条の2第1項の規定の適用に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(2) 休職の期間の経過措置

この条例の施行の際現に休職にされている職員に係る改正後の職員の給与に関する条例第29条第2項及び第3項の規定の適用に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

改正案

現行

（給与の減額）
 第二十八条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第十二条に規定する休暇が与えられた場合その他その勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除くほか、その勤務しない時間一時間について、前条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。
 2 前項の規定により減額すべき給与額は、人事委員会規則で定めるところにより、その月の翌月以後の給与から差し引くものとする。

（給与の減額）
 第二十八条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第十二条に規定する休暇が与えられた場合その他その勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除くほか、その勤務しない時間一時間について、前条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。
 2 前項の規定により減額すべき給与額は、人事委員会規則で定めるところにより、その月の翌月以後の給与から差し引くものとする。

（給料の半減）

第二十八条の二 前条第一項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（任命権者が別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病氣休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日（結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあつては、一年）を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病氣休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減するものとし、第二十六条の三に規定する教職調整額の額は給料月額額の半減後の額を基礎として算出した額とする。ただし、人事委員会規則で定める手当の算定については、給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。

《新設》

2 前項に規定するもののほか、療養のための病氣休暇又は疾病に係る就業禁止の措置に係る給料の減額に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

《新設》

(休職者の給与)
第二十九条 《略》

2 職員が結核性疾患にかかり法第二十八条第二項第一号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が二年

に達するまで

は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給する。ただし、学校教育法第一条に規定する学校に勤務する職員（教育公務員特例法第十四条の規定の適用を受ける職員又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）の適用を受ける職員を除く。）及び共同調理場に勤務する職員については、その休職の期間がその休職に引き続く当該疾患による休養期間を通算して三年に達するまでは、給与の全額を支給する。

《削除》

3 職員が前二項以外の心身の故障により法第二十八条第二項第一号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が一年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給する。

4 職員が法第二十八条第二項第二号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

5 職員が職員の分限に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十一号）第二条各号に掲げる理由に該当して休職にされたとき（次項に掲げるときを除く。）は、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。

6 職員が職員の分限に関する条例第二条第二号に掲げる理由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

7 前各項に規定するもののほか、休職にされた職員の給与の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(休職者の給与)
第二十九条 《略》

2 職員が結核性疾患にかかり法第二十八条第二項第一号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間がその休職に引き続く当該疾患による療養期間を通算して満三年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給する。ただし、学校教育法第一条に規定する学校に勤務する職員（教育公務員特例法第十四条の規定の適用を受ける職員又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）の適用を受ける職員を除く。）及び共同調理場に勤務する職員については、その休職の期間がその休職に引き続く当該疾患による休養期間を通算して満三年に達するまでは、給与の全額を支給する。

3 職員が精神疾患にかかり法第二十八条第二項第一号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百を支給する。

4 職員が前三項以外の心身の故障により法第二十八条第二項第一号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給する。

5 職員が法第二十八条第二項第二号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

6 職員が職員の分限に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十一号）第二条各号に掲げる理由に該当して休職にされたとき（次項に掲げるときを除く。）は、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。

7 職員が職員の分限に関する条例第二条第二号に掲げる理由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

《新設》

（病気休暇）

第十四条 任命権者は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を与えることができる。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。

（病気休暇）

第十四条 任命権者は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を与えることができる。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。

3 病気休暇の開始の日から起算して九十日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料は職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第二十八条第一項の規定にかかわらずその半額を減じた額とし、給与条例第二十六条の三に規定する教職調整額の額は給料月額の半減後の額を基礎として算出した額とする。ただし、人事委員会規則で定める手当の算定については、給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。

《削除》

（介護休暇）

第十六条 任命権者は、職員が被介護人の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、被介護人が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、百八十日の期間を限度として必要と認める日又は時間の介護休暇を与えることができる。

（介護休暇）

第十六条 任命権者は、職員が被介護人の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、被介護人が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、百八十日の期間を限度として必要と認める日又は時間の介護休暇を与えることができる。

2 介護休暇については、職員の給与に関する条例

（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第二十八条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第二十七条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

2 介護休暇については、給与条例

第二十八条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第二十七条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

（給与の減額）

第十六条 職員が勤務しないときは、休暇による場合
その他その勤務しないことにつき管理者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他管理者が定める手当の合計額を減額する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始
期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時
間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇
につき管理者の承認を受けて勤務しない場合には、
前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する
地域手当その他管理者が定める手当の合計額を減
額する。

3 職員が高齢者部分休業（当該職員が、当該職員に
係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和
五十九年大阪府条例第三号）第二条に規定する定年
退職日をいう。以下同じ。）から五年さかのぼつた
日後の日で、当該職員の申請において示した日から
その定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の
一部を勤務しないことをいう。）につき管理者の承
認を受けて勤務しない場合には、第一項の規定にか
かわらず、その勤務しない一時間について、勤務一
時間当たりの給料及びこれに対する地域手当並び
に管理職手当その他管理者が定める手当の合計額
を減額する。

4 賃場若しくは疾病に係る療養のための病氣休暇
又は疾病に係る就業禁止の措置の開始の日から起
算して九十日（結核性疾患による就業禁止の措置で
ある場合にあつては、一年）を超えて 勤務
しないときは、第一項の規定にかかわらず、その期
間経過後の当該病氣休暇又は当該措置に係る日に
つき、給料の半額を減ずる。

（給与の減額）

第十六条 職員が勤務しないときは、休暇による場合
その他その勤務しないことにつき管理者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地
域手当その他管理者が定める手当の合計額を減額
する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始
期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時
間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇
につき管理者の承認を受けて勤務しない場合には、
前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する
地域手当その他管理者が定める手当の合計額を減
額する。

3 職員が高齢者部分休業（当該職員が、当該職員に
係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和
五十九年大阪府条例第三号）第二条に規定する定年
退職日をいう。以下同じ。）から五年さかのぼつた
日後の日で、当該職員の申請において示した日から
その定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の
一部を勤務しないことをいう。）につき管理者の承
認を受けて勤務しない場合には、第一項の規定にか
かわらず、その勤務しない一時間について、勤務一
時間当たりの給料及びこれに対する地域手当並び
に管理職手当その他管理者が定める手当の合計額
を減額する。

4 病氣休暇
の開始の日から起
算して九十日
を超えて引き続き勤務
しないときは、第一項の規定にかかわらず、その期
間経過後の当該病氣休暇 に係る日に
つき、給料の半額を減ずる。

改正案

現行

（期末手当）

第二条 《略》

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものこれらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第三条第二項において「特定幹部職員」という。にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

一〇四 《略》

3 《略》

（期末特別手当）

第四条 《略》

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ任命権者が人事委員会規則の定める基準に従つて定める額を減じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員で指定職給料表の適用を受けていたものうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

一〇四 《略》

3 《略》

（期末手当）

第二条 《略》

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものこれらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第三条第二項において「特定幹部職員」という。にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第四項、第六項又は第七項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

一〇四 《略》

3 《略》

（期末特別手当）

第四条 《略》

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ任命権者が人事委員会規則の定める基準に従つて定める額を減じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員で指定職給料表の適用を受けていたものうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第四項、第六項又は第七項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

一〇四 《略》

3 《略》

○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号）新旧対照表（附則第五項）

改正案

現行

附則

1511 《略》

附則

1511 《略》

12 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第八條第二項第十九條の二第二項、第二十六條の三第一項及び第二十八條の二第一項、期末勤勉手当条例第二條第五項（期末勤勉手当条例第三條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第四條第五項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例第十八條第二項

12 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第八條第二項第十九條の二第二項及び第二十六條の三第一項、期末勤勉手当条例第二條第五項（期末勤勉手当条例第三條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第四條第五項、職員の特殊勤務手当に関する条例第十八條第二項並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）第十四條第三項の規定の適用については、給与条例第八條第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十九條の二第二項及び第二十六條の三第一項

規定の適用については、給与条例第八條第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十九條の二第二項、第二十六條の三第一項及び第二十八條の二第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、期末勤勉手当条例第二條第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、期末勤勉手当条例第四條第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、職員の特殊勤務手当に関する条例第十八條第二項

中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。

13、14 《略》

中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、期末勤勉手当条例第二條第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、期末勤勉手当条例第四條第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十四條第三項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。

13、14 《略》

（職員給料の特例）

第一条 職員（次条第一項に規定する第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の給料の月額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員給料に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号。次条第一項において「給与条例等一部改正条例」という。）附則第九項から第十一項まで並びに職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）

第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年大阪府条例第四百四十七号）第三条第一項、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）第三条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年大阪府条例第一号）第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）第四条、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条並びに公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第十七号）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

一〇十 《略》
2・3 《略》

（職員給料の特例）

第一条 職員（次条第一項に規定する第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の給料の月額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員給料に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号。次条第一項において「給与条例等一部改正条例」という。）附則第九項から第十一項まで並びに職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）第十四条第二項及び第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年大阪府条例第四百四十七号）第三条第一項、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）第三条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年大阪府条例第一号）第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）第四条、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条並びに公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第十七号）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

一〇十 《略》
2・3 《略》

(任期付研究員等の給料の特例)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号。以下この項において「任期付研究員採用等条例」という。)第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号。以下この項において「任期付職員採用等条例」という。)第六条第一号に規定する特定任期付職員の給料の月額は、特例期間において、任期付研究員採用等条例第五条第一項、第二項、第四項及び第五項、任期付職員採用等条例第七条第一項、第三項及び第四項、給与条例及び給与条例等一部改正条例附則第九項から第十一項まで、職員の育児休業等に関する条例第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

第十六条第二項、職員

の高齢者部分休業に関する条例第三条第一項、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第三条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第四条第一項並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第四条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額(その額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

一〜三 《略》

2

《略》

(任期付研究員等の給料の特例)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号。以下この項において「任期付研究員採用等条例」という。)第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号。以下この項において「任期付職員採用等条例」という。)第六条第一号に規定する特定任期付職員の給料の月額は、特例期間において、任期付研究員採用等条例第五条第一項、第二項、第四項及び第五項、任期付職員採用等条例第七条第一項、第三項及び第四項、給与条例及び給与条例等一部改正条例附則第九項から第十一項まで、職員の育児休業等に関する条例第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十四条第三項及び第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例第三条第一項、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第三条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第四条第一項並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第四条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額(その額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

一〜三 《略》

2

《略》

○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年大阪府条例第一号) 新旧対照表(附則第七項)

改正案	現行
<p>第五条 一般の派遣職員に関する職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十九條第一項又は第六項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>	<p>第五条 一般の派遣職員に関する職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十九條第一項又は第七項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号) 新旧対照表(附則第八項)

改正案	現行
<p>(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例) 第五条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。以下同じ。)に関する職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十九條第一項又は第六項の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七條第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p> <p>(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例) 第十五條 法第十條第一項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。以下同じ。)に関する職員の給与に関する条例第二十九條第一項又は第六項の規定の適用については、特定法人において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第七條第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p>	<p>(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例) 第五条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。以下同じ。)に関する職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十九條第一項又は第七項の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七條第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p> <p>(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例) 第十五條 法第十條第一項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。以下同じ。)に関する職員の給与に関する条例第二十九條第一項又は第七項の規定の適用については、特定法人において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第七條第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p>

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正の概要

総務部人事室企画厚生課

改正の理由	適用区分
<p>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。平成16年5月28日公布）の施行（関係規定は平成21年5月21日施行）に伴い、職員が裁判員として出頭する場合について、国における取扱いを踏まえ、特別休暇を与えるための改正を行う。</p>	<p style="text-align: center;">□</p>
<p style="text-align: center;">改正の要点</p>	<p style="text-align: center;">条例措置を要する理由</p>
	<p>地方公務員法第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条の規定により、職員の勤務時間その他の勤務条件は条例で定めることとされているため。</p>
<p>特別休暇を与えることができる場合として、裁判員として裁判所に出頭する場合を加える。（第15条関係）</p> <p>※ 現規定では、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合に特別休暇を与えることができることとされている。</p>	<p style="text-align: center;">政策アセスメント（他部局、市町村等との調整）</p>
	<p>裁判員として出頭する場合の特別休暇の付与について、各任命権者及び人事委員会と調整済み</p>
	<p style="text-align: center;">制度間調整の内容</p>
<p style="text-align: center;">施行予定期日</p>	<p style="text-align: center;">□</p>
<p>平成21年5月21日</p>	<p style="text-align: center;">□</p> <p style="text-align: center;">その他審査の参考となる事項</p>

(案)

大阪府条例第一号
職員の一部の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

大職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年
大阪府条例第四号）の休日の休暇等に関する条例（平成七年
第六号）の第二条から第四条までの規定により定
められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を
「められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を
第十号を「証人」に改める。
附則第一号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。
この条例は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 改正の理由

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。平成16年5月28日公布、平成21年5月21日施行）が施行されることに伴い、職員が裁判員として裁判所に出頭する場合について、国における取扱いを踏まえ、特別休暇を与えるものである。

2 改正の内容

職員が裁判員として裁判所に出頭する場合に、特別休暇を与える。（第15条関係）

3 施行期日

この条例は、平成21年5月21日から施行する。

（理由）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行日に合わせるため。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

改 正 案

現

行

(時間外勤務)

第六条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第二条から第四条までの規定により定められる勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間

外の時間に勤務することを命ずることができる。

以

(特別休暇)

第十五条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。

- 一 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間

二〇六 (略)

(時間外勤務)

第六条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第二条から第四条までの規定により定められる勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、第二条から第四条までの規定により定められる勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ずることができる。

(特別休暇)

第十五条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。

- 一 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間

二〇六 (略)

財 第 2864 号
平成21年2月17日

大阪府教育委員会委員長 様

大阪府知事
(公印省略)

平成21年2月定例府議会に提出する議案について (協議)

標記について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、下記について意見を求めます。

記

(予 算 案)

- 1 平成21年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 平成20年度大阪府一般会計補正予算の件（教育委員会関係分）

(条 例 案)

- 1 大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件
- 2 大阪府立体育会館条例一部改正の件
- 3 大阪府立門真スポーツセンター条例一部改正の件
- 4 大阪府教育行政事務手数料条例一部改正の件
- 5 大阪府立高等学校等条例一部改正の件
- 6 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 7 大阪府立高等専門学校条例一部改正の件
- 8 大阪府立博物館条例一部改正の件
- 9 大阪府立国際児童文学館条例廃止の件
- 10 大阪府立泉北考古資料館条例廃止の件
- 11 大阪府認定子ども園の認定の基準に関する条例一部改正の件
- 12 職員の給与に関する条例一部改正の件
- 13 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部改正の件